



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年6月5日火曜日 第2981号

◇ 目 次 ◇ 告 示

土砂災害警戒区域の指定.....（砂防課）... 449

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ " ）... 450

公共測量の終了の通知.....（道路維持課）... 456

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 456

道路の区域変更（県道金生三島線）.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 463

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 463

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 464

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 464

告 示

○愛媛県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年6月5日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥南B 481 - II - 7 (1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
沖中C 481 - II - 10 0(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
谷ノ内川 481 - 1341	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流
大明神川 481 - 1344	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流
本村川 481 - 1345 - 4	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流
西川平川 481 - 2062	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流

上煙硝蔵川 481 - 2063	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	土石流
下釘切川 481 - 2068	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
大町川 481 - 2069	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
西ノ谷川 481 - 2070	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
西ゴンナス川 481 - 2073	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
東黒石川 481 - 2075	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
上筋川 481 - 2077	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
東筋川 481 - 2078	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流
重谷川 481 - 2080	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流
西高城川 481 - 2085	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流

沖村1号谷 481 - J 079	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流
奥浦2号谷 481 - J 081	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
奥浦3号谷 481 - J 083	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
奥浦4号谷 481 - J 084	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流
奥浦5号谷 481 - J 085	宇和島市吉田町奥浦 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年 6月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
池ノ浦 481 - I - 21 49(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	池ノ浦 481 - I - 21 49(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深浦(A) 481 - I - 21 50(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	深浦(A) 481 - I - 21 50(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深浦(B) 481 - I - 21 51(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	深浦(B) 481 - I - 21 51(1)	宇和島市吉田町深浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮ノ浦 481 - I - 21 53(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮ノ浦 481 - I - 21 53(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜 481 - I - 21 54(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浜 481 - I - 21 54(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

与村井(A) 481 - I - 21 55(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与村井(A) 481 - I - 21 55(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与村井(B) 481 - I - 21 56(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与村井(B) 481 - I - 21 56(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与村井(C) 481 - I - 21 57(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与村井(C) 481 - I - 21 57(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
先新浜(A) 481 - I - 21 58(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	先新浜(A) 481 - I - 21 58(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇 481 - I - 21 59(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	脇 481 - I - 21 59(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥南 481 - I - 21 60(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥南 481 - I - 21 60(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
先新浜(B) 481 - I - 21 61(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	先新浜(B) 481 - I - 21 61(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ツ尾 481 - I - 21 62(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三ツ尾 481 - I - 21 62(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花組(A) 481 - I - 21 63(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	花組(A) 481 - I - 21 63(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花組(B) 481 - I - 21 64(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	花組(B) 481 - I - 21 64(1)	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
筋(A) 481 - I - 21 65(1)	宇和島市吉田町白浦外 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	筋(A) 481 - I - 21 65(1)	宇和島市吉田町白浦外 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
筋(B) 481 - I - 21 66(1)	宇和島市吉田町白浦外 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	筋(B) 481 - I - 21 66(1)	宇和島市吉田町白浦外 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥首(B) 481 - I - 21 89(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鳥首(B) 481 - I - 21 89(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沖中 481 - I - 21 90(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	沖中 481 - I - 21 90(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

中組 C 481 - II - 15 4(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組 C 481 - II - 15 4(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏木 481 - II - 15 6(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	柏木 481 - II - 15 6(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷蔵 481 - II - 15 7(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	郷蔵 481 - II - 15 7(1)	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴間 B 481 - II - 15 9(1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鶴間 B 481 - II - 15 9(1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴間 C 481 - II - 16 0(1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鶴間 C 481 - II - 16 0(1)	宇和島市吉田町鶴間 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴間新 A 481 - II - 16 1(1)	宇和島市吉田町鶴間新 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鶴間新 A 481 - II - 16 1(1)	宇和島市吉田町鶴間新 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴間新 F 481 - II - 16 6(1)	宇和島市吉田町鶴間新 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鶴間新 F 481 - II - 16 6(1)	宇和島市吉田町鶴間新 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮ノ浦東 C 481 - II - 16 7(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮ノ浦東 C 481 - II - 16 7(1)	宇和島市吉田町法花津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
円通寺谷川 481 - 1313(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	円通寺谷川 481 - 1313(1)	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
円通寺谷川 481 - 1313 - 2	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	円通寺谷川 481 - 1313 - 2	宇和島市吉田町沖村 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高城谷川 481 - 1327 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	高城谷川 481 - 1327 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高城谷川 481 - 1327 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	高城谷川 481 - 1327 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高城谷川 481 - 1327 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	高城谷川 481 - 1327 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
白井谷西川 481 - 1334	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	白井谷西川 481 - 1334	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

荒巻川 481 - 1338 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 4	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 4	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 5	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 5	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 6	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 6	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
荒巻川 481 - 1338 - 7	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	荒巻川 481 - 1338 - 7	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村川 481 - 1345 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	本村川 481 - 1345 - 1	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村川 481 - 1345 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	本村川 481 - 1345 - 2	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村川 481 - 1345 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	本村川 481 - 1345 - 3	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本村川 481 - 1345 - 5	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	本村川 481 - 1345 - 5	宇和島市吉田町立間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中番所川 481 - 1351	宇和島市吉田町北小路 (次の図のとおり)	土石流	中番所川 481 - 1351	宇和島市吉田町北小路 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥南川 481 - 2058	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	奥南川 481 - 2058	宇和島市吉田町白浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
新田川 481 - 2059	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	新田川 481 - 2059	宇和島市吉田町南君 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅合川 481 - 2066	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流	梅合川 481 - 2066	宇和島市吉田町河内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	西筋川 481 - 2076	宇和島 市吉田 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下高城 川 481 - 2084	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	下高城 川 481 - 2084	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東高城 川 481 - 2086	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	東高城 川 481 - 2086	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下谷ノ 内川 481 - 2087	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	下谷ノ 内川 481 - 2087	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ツカノ クチ川 481 - 2088 - 1	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	ツカノ クチ川 481 - 2088 - 1	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ツカノ クチ川 481 - 2088 - 2	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	ツカノ クチ川 481 - 2088 - 2	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上トウ ノコ川 481 - 2089	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	上トウ ノコ川 481 - 2089	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西郷蔵 川 481 - 2093	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	西郷蔵 川 481 - 2093	宇和島 市吉田 町立間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鶴間 1 号谷 481 - J 078	宇和島 市吉田 町鶴間 (次の 図のと おり)	土石流	鶴間 1 号谷 481 - J 078	宇和島 市吉田 町鶴間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥浦 1 号谷 481 - J 080	宇和島 市吉田 町奥浦 (次の 図のと おり)	土石流	奥浦 1 号谷 481 - J 080	宇和島 市吉田 町奥浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第591号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 6 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年 3 月 1 日から30日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町東明神地区

○愛媛県告示第592号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 6 月 5 日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
(1) ANR_D - 541

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号口 分離施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり160立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手6カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.5~2.0 最大 0.1~0.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 2
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 130 最大 160	

(2) ANR_D - 521

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号口 分離施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり4立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着手6カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~7 最大 4~7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.4 最大 4	

(3) ANR__T - 541

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり630立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手6カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~2 最大 1~2
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 200
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 2
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500 最大 3,000

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 520 最大 630

(4) ANR__D - 4260

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり80立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手6カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.5 最大 13.5~14
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 150,000
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3,000 最大 5,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 65 最大 80	

(5) ANR__D - 4280

特定施設の種 類	政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能 力	1日当たり60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手6カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12.0～13.5 最大 13.5～14	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 90,000 最大 100,000	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 2	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40,000 最大 50,000	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 2	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 35 最大 60	

(6) ANR__D - 861

特定施設の種 類		政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力		1日当たり5立方メートル処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手6カ月後	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～13 最大 13～14	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120,000 最大 150,000	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30,000 最大 50,000	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 2	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1 最大 5	

(7) ANR__T - 801

特定施設の種 類		政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力		1日当たり276立方メートル処理	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手6カ月後	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12.0～13.5 最大 13.5～14.0	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 900	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 2	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 2	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 170 最大 276	

(8) 脱安コンデンサー（E - 503）

特定施設の種 類		政令別表第1第37号口 分離施設	
特定施設の能力		1日当たり200トン処理（蒸気量）	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手3カ月後	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔		連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出され	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～12 最大 8～12	

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 74,000 最大 100,000
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 12 最大 15

(9) 除害塔1 (T - 901)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり6,000ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 8~9 最大 7~10
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 45 最大 60
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 40 最大 80
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 8 最大 13

(10) 脱臭塔 (T - 802)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第37号タ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり5,300ノルマル立方メートル処理	

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手3カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~7 最大 5~8	
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 20	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 30 最大 50	
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	
	通常 3,535 最大 4,290		

(11) R - 701

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第46号イ 水洗施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり6.2立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 欠	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8 時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 220 最大 330
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9 最大 14
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 15
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6.2 最大 9.3

(12) R - 702

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第46号イ 水洗施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり10.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 欠	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7~9 最大 7~9
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 2,300 最大 3,450
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 550 最大 825
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2.6 最大 3.9
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 10.6 最大 15.9

(13) R - 703

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第46号イ 水洗施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり6.5立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	

特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		間 欠	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 6~8	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 55,000 最大 82,500	
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1未満	
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 220 最大 330	
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 80 最大 120	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6.5 最大 9.8	

(14) Z - 765

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第46号ロ ろ過施設		
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり2.5立方メートル処理		
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手3カ月後		
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 6~8	
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 50 最大 75	
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1未満 最大 1未満	
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.5 最大 3.8
----------------------------	------------------

(15) T - 501

特定施設の種 類	政令別表第1第46号ニ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり6,300ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 75
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 225
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.5 最大 2.3	

(16) Z - 794

特定施設の種 類	政令別表第1第46号ニ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり4.2トン処理(スチーム)	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3カ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 36 最大 54
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8.4 最大 12.6	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) N B T 新居浜総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年 5月12日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	散気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 533.5 最大 1,242.1	通常 113.7 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 508.2 最大 862.1	通常 25.0 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 564.1 最大 717.6	通常 229.0 最大 240.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 26.7 最大 68.9	通常 3.9 最大 11.5

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17,202 最大 20,607	通常 17,202 最大 20,607
----------------------------	------------------------	------------------------

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設 置 年 月 日	平成21年1月31日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8~12 最大 8~12	通常 7~8 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

(3) シアン排水処理設備(北特排)

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽		

処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9~12	通常 9.5~10.5 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 77	通常 45 最大 77
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531 最大 636	通常 529 最大 633
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	通常 1,856 最大 2,369	通常 1,867 最大 2,380	

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

(4) 液中燃焼設備(3CT)

設 置 年 月 日	平成11年12月1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	液中燃焼方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 2.98メートル 高さ 8.98メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり95トン処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	液中燃焼方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~12 最大 8~12	通常 6~9 最大 6~10

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 44,857 最大 60,069	通常 50 最大 55
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 47	通常 15 最大 55
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19,483 最大 25,423	通常 20 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 88 最大 116	通常 213 最大 213

備考 汚水等は、新居浜総合排水処理施設(NBT)で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.6 最大 35.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.6 最大 45.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.56 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 252,986 最大 335,405

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.33 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第593号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	金生三島線	四国中央市村松町字富光増縄35番8から 同町字江端縄223番8まで	旧	メートル 7.3~7.5	キロメートル 0.099	
			新	10.3~15.7	0.099	
"	"	四国中央市村松町字江端縄216番3から 同町字神楽縄166番2まで	旧	7.0~7.7	0.057	
			新	7.0~12.8	0.057	

○愛媛県告示第594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	金生三島線	四国中央市村松町字富光増縄35番8から 同町字江端縄223番8まで	平成30年6月5日
"	"	四国中央市村松町字江端縄216番3から 同町字神楽縄166番2まで	"

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年5月25日あったので公表する。

平成30年6月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成30年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 平成30年6月6日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病院名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田1 - 1 - 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 181

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成30年6月5日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）			
委託地方公共団体	機 関	職	委託地方公共団体	機 関	職	
上島町	省略		上島町	省略		
	町長部 局	本庁		町長部 局	本庁	課長 _____ 会計管理者 総務課長補佐（人事を 担当するものに__ _____ 限る。） 総務 課庶務係長 企画財政 課財政係長
		省略				省略
	教育委 員会	事務局		教育委 員会	事務局	課（室）長
省略		省略				
省略		省略				
鬼北町	省略		鬼北町	省略		

	町長部 局	本庁	課(室)長 主幹 会計管理者 総務財政課 庶務係長 総務財政課 財政係長		町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務財政課 庶務係長 総務財政課 財政係長	
		省略				省略		
	省略				省略			
愛南町	省略				愛南町	省略		
	町長部 局	本庁	課長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐(人事を担当するものに限る。) 企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。) 総務課職員係長 企画財政課財政係長		町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 農業支援センター長 総務課長補佐(人事を担当するものに限る。) 企画財政課長補佐(予算を担当するものに限る。) 総務課職員係長 企画財政課財政係長	
		省略				省略		
	省略				省略			
宇和島地区広域事務組合	組合事務局		事務局長 課長 会計管理者		宇和島地区広域事務組合	組合事務局	事務局長	
	省略					省略		
	特別養護老人ホーム		省略			特別養護老人ホーム	省略	
	環境センター		施設長					
	汚泥再生処理センター		省略			し尿処理場	省略	
省略					省略			
備考	省略				備考	省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。